

さいたま市障害者総合支援計画（骨子案）
2024～2029（令和6～11年度）

第1章 総論

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行し、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んできました。

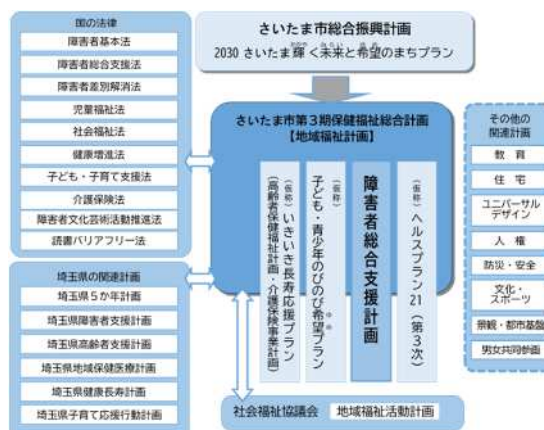
複雑かつ多様化する障害者のニーズに対応するとともに、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、令和6年度からの新たな計画を策定することとします。

(2) 計画の位置づけ

総合振興計画

> 保健福祉総合計画

> 障害者総合支援計画



次の四つの法定計画を一体的に策定する計画

- ① 市町村障害者計画（障害者基本法）
- ② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法）
- ④ 障害者総合支援計画
（ノーマライゼーション条例）

(3) 計画の期間

- ① 市町村障害者計画（障害者基本法） 6年
 - ② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法） 3年
 - ③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法） 3年
- } ④ 障害者総合支援計画
（ノーマライゼーション条例）

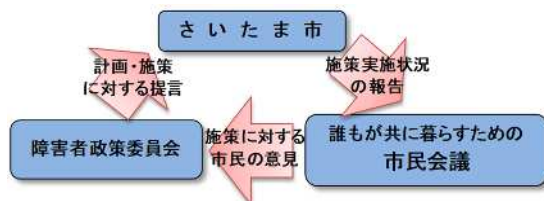
ただし、市町村障害者計画については、3年後に中間評価を行い、必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこととする。

(4) 計画策定の視点

- 視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです
- 視点2 障害者の権利を守ります
- 視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

(5) 障害者施策の推進体制

さいたま市障害者政策委員会等の附属機関、誰もが共に暮らすための市民会議、さいたま市障害者施策推進本部を中心とする市が連携して施策を進める。



2. 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の推進状況

前期計画の各基本目標基本施策、重点プログラムごとに取組内容や成果と課題を記載。

(2) 第6期障害福祉計画の進捗状況

前期計画（第6期障害福祉計画部分）の数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績と課題を記載。

3. 障害者（児）をめぐる状況

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

- ・身体障害者手帳所持者数
- ・療育手帳所持者数
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数
- ・自立支援医療利用者数の推移

(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

アンケート調査結果を分析し、実態を項目5つ程度にまとめ記載。

(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での意見

市民会議で出された意見のうち代表的なものをテーマ毎に記載。

4. 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして

(2) 基本目標

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策(1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

基本施策(2) 障害を理由とする差別の解消

基本施策(3) 障害者への虐待の防止

基本施策(4) 成年後見制度の利用の支援

基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本施策(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

基本施策(2) 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

基本施策(3) 障害者の居住場所の確保

基本施策(4) 相談支援体制の充実

基本施策(5) 人材の確保・育成

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策(1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本施策(2) 障害者の就労支援

基本施策(3) アクセシビリティに配慮した空間の整備

基本施策(4) 外出や移動の支援

基本施策(5) 文化・スポーツ活動の促進

基本目標4 障害者の危機対策

基本施策(1) 防災対策の推進

基本施策(2) 防犯等の対策

(3) 計画の体系

(体系イメージ：基本方針・基本目標・基本施策)

(4) 実施事業

(実施事業一覧)

第2章 各論

各基本目標、基本施策ごとにとり組内容及び事業を記載。

掲載した事業のうち重点的に取り組む必要のある事業を重点事業として位置付ける。

第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

※ 国の指針に即した項目となります。